

健康いきいき～育児・介護休業法 改正ポイントのお知らせ～

今年10月1日より、男性育児休業のための出生時育児休業（通称『産後パパ育休』）が創設されました。これまでは、夫が子の出生後8週後から1歳になるまでに取得できる制度でしたが、この制度は子の出生時から取得できるものとなります。

今年4月から改正された内容も含めポイントを簡単にまとめました。「マタニティハラスメント」、「パタニティハラスメント」などの法令違反にならないように注意しましょう。

※出生時育児休業（通称『産後パパ育休』）：子の出生後8週間以内に4週間（28日間）まで育休取得可能。



家庭も仕事も
がんばろう！

ポイント1

本人または配偶者の妊娠・出産について申出があった場合、個別の周知・意向確認をする。

⇒ 上長は、下記の項目を面談、メールなどで個別に周知する。

内容

- ① 育児休業、『産後パパ育休』に関する制度及び取得意向の確認
⇒ 担当：本人の上長
- ② 育児休業・産後パパ育休の申出先
⇒ 担当：人事労務部及び各社担当者
- ③ 育児休業中の収入について
⇒ 無給のため雇用保険から給付金支給（初回は申請から2カ月後）
担当：人事労務部及び各社担当者
- ④ 育児休業・産後パパ育休期間中の社会保険料について
⇒ 期間中は一定条件により全額免除。納付したものととして扱われる。

ポイント2

育児休業は分割取得が可能に。

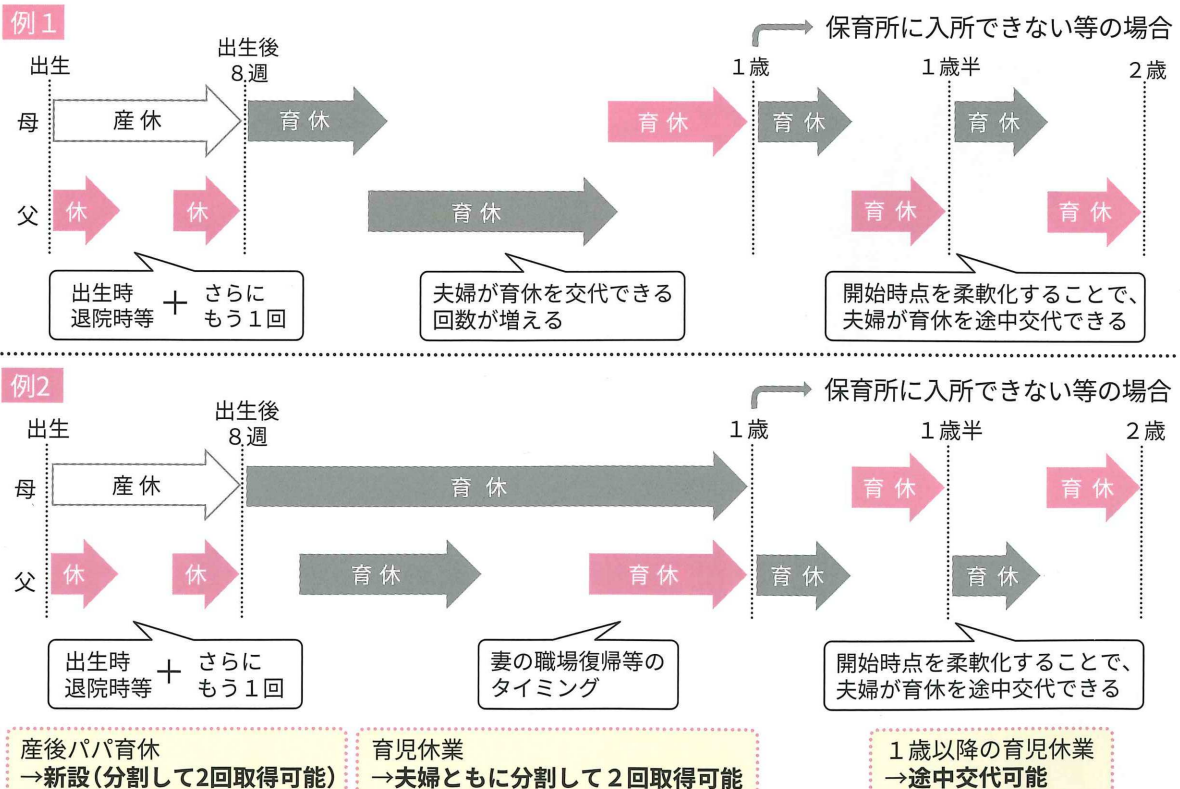
内容

- ① 産後パパ育休の4週間（28日間）を2回に分割取得可能。但し、初めにまとめた申出が必要。
- ② 子（1歳まで）一人につき2回分割取得可能。

改正後の働き方・休み方のイメージ（例）

令和4年10月1日～

➡ ピンク色の矢印が、今回の改正で新たにできるようになるところです



※1歳以降の育児休業が、他の子についての産前・産後休業、産後パパ育休、介護休業または新たな育児休業の開始により育児休業が終了した場合で、産休等の対象だった子等が死亡等したときは、再度育児休業を取得できます。

【参考：厚生労働省資料】